

これが詐欺の手口だ

犯人は言葉巧みにあなたをだまそうとしています。
ここでは実際に町内や県内で被害が発生した詐欺の手口を紹介します。

振り込め詐欺 還付金等詐欺

Case 1

役場職員を名乗り
ATM での振り込みを促す

役場職員を名乗る男性から「保険料を過去5年遡って調べた結果、還付金が3万円発生している。文書を送ったが期限が過ぎてしまったので、電話をした。」との連絡があった。文書は届いていないと答え「ATMに行けば状況の確認ができるので、ATMに行き操作してほしい。」と言われ、近所のATMに向き指示を受けながら操作をした。「処理が終わり次第、また連絡をする。」と言われたが、電話がなく不審に思い、役場に問い合わせたところ、詐欺と判明した。

対処法

- ◆役場では、ATM操作を案内することは絶対にありません。「携帯電話を持ってATMへ」と言われたら詐欺です。絶対に行かないください。
- ◆ATMでは、自分が操作して相手から自分の口座に入金させることはできません。



振り込め詐欺 架空請求詐欺

Case 2

訪問販売で購入した商品の
未払いがあると通知が届いた

公的機関のような名称のところから「以前、訪問販売で購入した商品の料金未払いがある。連絡を返さない場合、裁判所から口頭弁論呼出し状到達後に出廷となる。身に覚えのない場合にはご連絡ください。」と記載された通知が届いた。身に覚えがないため、不安に思い、消費生活センターに問い合わせたところ、詐欺と判明した。

対処法

- ◆利用した覚えのない請求は、決して相手に連絡せず、無視をしてください。安易に連絡してしまうと、電話番号など新たな個人情報を知られてしまいます。
- ◆身に覚えのない電子メールに返信したり、不審な電話勧誘には応じないようにしてください。



電話に出る前のひと工夫

◆在宅時にも留守番電話を

不安なときは、着信があってもまずは留守番電話で受けましょう。犯人は音声を残すことを嫌います。また、悪質商法や、迷惑電話の撃退にも有効です。



お金の話になったら一旦切る

◆冷静になって考える

犯人は「今日中でないと間に合わない」「今すぐ手続きをしないと法的措置をとる」など、こちらに考える隙を与えないよう焦らせてきます。電話でお金の話になったときには、どれだけ急がされても一旦電話を切りましょう。



【特集】悪質な詐欺にだまされないで

大切な財産を
守るのは自分自身

詐欺

人の不安につけ込む詐欺

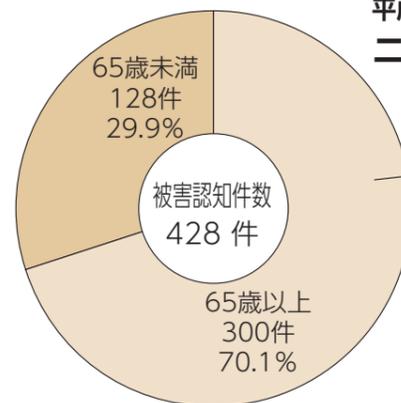
冷静に考えれば不審な点があるにも関わらず、後を絶たない詐欺被害。新聞やテレビなどでも話題になっていることから、皆さんも詐欺に関する知識はある程度持っているはず。しかし、公的機関や弁護士を名乗る人物からの突然の電話を信用したり、架空請求のもっともらしい文面に焦ったりして、被害にあってしまうケースが多いようです。

詐欺は、人の不安につけ込み、他人の財産を奪うという卑劣な犯罪です。まずは知ることがトラブルを防ぐことの第一歩。手口が多様化する中で被害にあわないよう、知っておいてほしいことがあります。

二セ電話詐欺の被害

被害が多い「二セ電話詐欺」は、身内（息子や孫）や大手企業の社員、警察官や裁判官などの公的機関の職員になりすました人物が、被害者に対して「二セ電話」をかけるなどして、現金などをだまし取るうとすることが特徴です。

平成28年茨城県内 二セ電話詐欺の被害状況



65歳以上の高齢者のうち、女性は約7割

被害にあいやすいのは？
65歳以上の女性

平成28年の県内の「二セ電話詐欺」による被害認知件数は428件で、被害額は約8億円。被害者は約7割が65歳以上であり、性別構成は、女性が約7割を占めている状況。結果からみても、高齢者が犯行の標的となっていることが分かります。
町内においても平成28年の被害認知件数は7件、被害総額669万円の二セ電話詐欺が発生しており、身近なところでも被害が出ています。

引用：茨城県警察本部資料